

ヤンバルクイナ保護増殖事業者連絡会議規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、平成16年11月19日に文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省の4省共同で告示された「ヤンバルクイナ保護増殖事業計画」第3の5に定められた「効果的な事業の推進のための連携の確保」を図るために開催する連絡会議の運営に関し、ヤンバルクイナの保護増殖事業者間において必要な事項を定めるものである。

(名 称)

第2条 本会議は、ヤンバルクイナ保護増殖事業者連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(報告・調整事項)

第3条 連絡会議は、ヤンバルクイナの保護増殖事業計画の円滑な推進を図るため、次に掲げる事項について相互に報告し、必要な調整を行うものとする。

- (1) 各事業者の事業実施状況及び事業計画に関すること。
- (2) 事業者間で共通して持つべき情報の種類、及びその収集・提供等に関すること。
- (3) 実施者の異なる事業者間の調整に関すること。
- (4) 各事業者の担うべき役割、事業分担等に関すること。
- (5) その他事業者間の連携の確保を図るために必要な事項に関すること。
- (6) 「ヤンバルクイナの保護増殖事業計画」第3の2(3)事故防止対策に関する事項については、やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議において調整を行うものとする。

(構 成)

第4条 連絡会議は、ヤンバルクイナ保護増殖事業者をもって構成する。

- 2 連絡会議の承認の下に、ヤンバルクイナ保護増殖事業計画第3の5に規定する国、関係地方公共団体、専門知識を有する者等に出席を求め、意見、助言を求めることができる。
- 3 連絡会議において必要と認める場合は、前項以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(連絡会議の運営)

第5条 連絡会議は、事務局長がこれを進行する。

- 2 連絡会議は、事務局長がこれを招集する。

(連絡会議の開催)

第6条 連絡会議は毎年定例会議として1回開催することを原則とする。

- 2 特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所に置く。

2 事務局長は那覇自然環境事務所長をもって充てる。

附則

この規則は、平成20年 5月26日から施行する。

ヤンバルクイナ保護増殖事業者連絡会議構成者（案）

1. ヤンバルクイナ保護増殖事業者（規則第4条第1項の構成者）

林野庁 九州森林管理局 沖縄森林管理署

沖縄県教育庁 文化課

環境省 九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所

2. その他の参加者（規則第4条第2項による出席の例）

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部

沖縄県 文化環境部 自然保護課

国頭村

大宜味村

東村

名護自然動植物公園株式会社 ネオパークオキナワ

NPO 法人 どうぶつたちの病院

財団法人 海洋博記念公園管理財団

3. 備考

今後、保護増殖事業者になったものは、自動的に連絡会議の構成者となる。